

## 1 議 事 日 程 (初日)

[平成19年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成19年6月4日

午前10時開議

於 議 事 室

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 会期の決定  |
| 日程第3  | 諸般の報告  |
| 日程第4  | 施政方針   |
| 日程第5  | 報告第1号 平成18年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について                          |
| 日程第6  | 報告第2号 平成18年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて                          |
| 日程第7  | 報告第3号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算繰越明許費について                    |
| 日程第8  | 報告第4号 平成18年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について                          |
| 日程第9  | 報告第5号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について                              |
| 日程第10 | 報告第6号 財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について                          |
| 日程第11 | 報告第7号 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について                      |
| 日程第12 | 議案第43号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて                       |
| 日程第13 | 議案第44号 字の区域の変更について                                       |
| 日程第14 | 議案第45号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第15 | 議案第46号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について            |
| 日程第16 | 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第17 | 議案第48号 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第18 | 議案第49号 太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第19 | 議案第50号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第20 | 議案第51号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第21 | 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第22 | 議案第53号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第23 | 議案第54号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第24 | 議案第55号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について                            |
| 日程第25 | 議案第56号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第26 | 議案第57号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第27 | 議案第58号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につ                  |

いて

日程第28 議案第59号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

日程第29 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	6番	力丸義行	議員
7番	橋本健	議員	8番	中林宗樹	議員
9番	門田直樹	議員	10番	小柳道枝	議員
11番	安部啓治	議員	12番	大田勝義	議員
13番	清水章一	議員	14番	安部陽	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	田川武茂	議員	18番	福廣和美	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	不老光幸	議員

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 会議録署名議員

5番	後藤邦晴	議員	6番	力丸義行	議員
----	------	----	----	------	----

## 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	永田克人
健康福祉部子育て支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
会計管理者併上下水道部長	古川泰博	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
地域振興課長	大藪勝一	まちづくり企画課長	神原稔
環境課長	蛭川二三雄	人権・同和政策課長兼人権センター所長	津田秀司
福祉課長	新納照文	建設課長	大内田博
施設課長	轟満	教務課長	井上和雄

## 6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、平成19年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

5番、後藤邦晴議員

6番、力丸義行議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの23日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの23日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 施政方針

○議長（不老光幸議員） 日程第4、「施政方針」に入ります。

市長の「施政方針」を受けることにいたします。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成19年第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中をご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

このたびの議会は、平成19年度の予算案を初め、主要施策並びに条例案を審議いただく重要な議会でございます。

議案提案に先立ちまして、今後の市政運営に臨みます私の所信の一端をご説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願いを申し上げる次第でございます。

私は、さきの統一地方選挙において、佐藤善郎前市長から後継指名を受けまして、太宰府のよさを継承しつつ、「改善・改革・発展」、「確かな第一歩・確かな前進」の考え方のもとに、一層魅力ある町をつくるとの強い信念で、市長に立候補いたしました。

おかげをもちまして、市民の皆様方のご支援をいただき、向こう4年間市政をお預かりすることになりました。誠に、感慨もひとしおでございます。と同時に、市長としての責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

私は、今回の選挙期間中、実に多くのことを学ばせていただきました。「財政状況が心配です」、「ハードよりソフトを重視してほしい」、「福祉と教育に力を入れてほしい」、「市施設の使用料を減免してほしい」、「もっと市民の声を聞いてほしい」などなど、市民の皆様方の生の声をお聞きいたしました。市長選挙が20年ぶりであったことから、マスコミを初め、多くの注目を集めた中、当選の榮に浴した次第でございます。しかしながら、私自身の選挙運動の中で、公民権停止中のおじが選挙違反をなしましたことに対しまして、議員各位並びに市民の皆様深くおわびを申し上げます。また、市政運営に対しまして一部には批判の声もあった現実を謙虚に受けとめるとともに、肝に銘じ、今後の市政運営の中で信頼の回復に努めてまいります、このように考えております。

本市は、千数百年という悠久の歴史が織りなした豊かな自然と大野城跡、大宰府跡、水城跡の特別史跡を初め、観世音寺、戒壇院や太宰府天満宮などの数多くの歴史的文化遺産が、市内のいたるところで原風景と渾然一体となり、連綿と今に引き継がれております。

中国の古典をひもとけば「温故知新」という言葉がございます。私は、太宰府の新たなかじ取り役として、古きよき時代の太宰府の歴史的な文脈の中にこそ未来の太宰府があるとの確信のもと、先人たちがたゆまぬ努力と情熱によって営々と築かれてこられました太宰府の歴史、文化や伝統をしっかりと受け継ぎ、そして新たな太宰府への歴史を紡いでまいり所存でございます。

また、論語には「仁」、すなわち「ぬくもり」という考え方がございます。政策は総合力でございますから、行政のすべての領域にこの「ぬくもり」の考え方を浸透させ、丹念な目配りを欠かすことができないと思っております。

さらに、陽明学では私の座右の銘であります「知行合一」という言葉がございます。これは「“知”は必ず“行”を伴うものであり、知っているのに実践をしないのは、真の“知”ではない」、こういった意味でございます。知る、“知”を見える形にしなければならないと思っております。それには、まず動くこと、実践、行動が何より大切であるということにほかなりません。

これら一つ一つの言葉は、私の政治哲学の底流をなしております。

私は、これらの言葉を心に深く刻み、市民の皆様の信頼を勝ち取ることを第一義といたしまして、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」、「市民との協働のまちづくり」を行政運営の基本姿勢に据えまして、生まれ育った我が愛する「ふるさと太宰府」の限りない発展と、市民の皆様の幸せを願いながら、「誰もが安全で安心して暮らせるまち」、「市民が元気で輝きを放つまち」、そういった町をつくるんだという気概を持ち、太宰府市の一層の市政発展に全身全霊を傾注してまいり所存でございます。

そして、「市役所はサービス産業」であるとの認識のもと、小さな行政で大きなサービスを目指し、市民の力や地域の力を引き出せるように、行政のあらゆる領域において、「現場主義」を徹底し、私自身はもとより、職員が市民の皆様の暮らしの現場に出向き、初めに結論ありきではなく、「市民の皆さんとともに語らい、ともに考え、ともに行動する」というプロセスを大切にしながら、わがまち太宰府の将来ビジョンを共有しつつ、市民の声を市政に反映できるように、全力を投入してまいりたいと思っております。

さて、世界情勢に目を転じれば、世界を震撼させた「9・11同時多発テロ」に端を発し、イラク戦争やその後の戦後復興の問題、また北朝鮮による拉致問題や核開発問題など、国際的緊張が今日まで続いておりまして、混迷の度を増しております。一刻も早く、世界じゅうから国際紛争やテロ攻撃が一掃され、すべての人々が安心して暮らせることのできる平和な世界が訪れることを願うばかりでございます。

一方、国内に目を転じれば、少子・高齢化が予想を超えたスピードで進行し、社会保障や経済対策が大きな課題となっております。また、社会構造の変化による格差社会が生み出されるのではと、こういった不安が広がっております。

子供を取り巻く環境も大きく変化し、親による児童虐待、いじめを苦にした子供たちの自殺など、悲惨な事件が後を絶たない状況でございます。

また、昨年には、地方自治体の首長による一連の汚職等により、地方自治体の信頼を揺るがし、さらに福岡での公務員による飲酒運転で幼子3人が命を落とすといった痛ましい事件も起こっております。世間から公務員に厳しい目が注がれております。改めて、公務員は全体の奉仕者としての自覚を持ち、公私ともに常に襟を正すことが強く求められております。

日本経済は平成14年を底として、長引くデフレ傾向の不況を克服し、正常な状況に戻りつつあり、政府の平成19年度の経済見通しでは、物価安定のもとで自律的・持続的な経済成長が実現すると見込まれています。その一方で、景気回復の実感に乏しく「実感なき景気回復」とも報道され、地域間格差や低い経済成長率などに、地方経済への影響が懸念をされております。

国においては、現下安倍政権は、小泉前首相の改革路線を継承し、「美しい国、日本」を標榜され、次の50年、100年の時代の荒波に耐え得る新たな国家像を描くという理念のもと、教育再生を最重要課題と位置づけられ、教育改革や公務員制度の改革、イノベーション、再チャレンジ支援、さらには地方分権などの推進など、一段と改革の加速の度を増しております。

平成19年度一般会計の政府予算は、平成18年度当初予算比4%増の82兆9,088億円となりましたが、地方財政計画の規模は、前年度よりマイナス247億円の83兆1,261億円で6年連続の減となり、地方にとっても大変厳しい状況が続いております。

とりわけ、地方財政につきましては、財政健全化に向けた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に沿って、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促すとともに、地方歳出の削減に取り組むこととし、特に地方公務員の人件費や地方単独事業の徹底した見直しを求められているところでございます。

本市におきましても、平成18年度は前年度に引き続き、地方交付税及び臨時財政対策債の減額により、収入に大きな打撃を受けました。

平成17年度の経常収支比率は98.6%と、前年度と比べて0.1%減少したものの、一般財源の減少や扶助費の増加などにより、依然として財政は硬直化しておりまして、公債費、人件費などの義務的経費を初めとする経常経費のさらなる削減を迫られているような状況でございます。

こうしたことから、平成19年度の予算編成に当たりましては、先ほども申し上げましたけれども、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」、「市民との協働のまちづくり」の基本姿勢のもと、「選挙公約（マニフェスト）」の実現を図ることを最優先課題として、ハード事業からソフト事業に軸足を移しつつ、成果を検証する行政評価と連動し、施策や事業に優先順位をつけ、多面的・複眼的視点を持って、市民活動にかかわる部分は手厚く対応するとともに、「福祉」、「教育」の分野に重きを置くなど、めり張りをつけた予算編成に意を尽くしたところでございます。

そして、制度や施策の抜本的な見直しを行うなど、行政経費全般において徹底した節減合理化を図り、限られた財源の有効活用に努め、経常収支比率の改善に取り組みました。

今後の財政状況といたしましては、国の取り組みと歩調を合わせて歳出削減に取り組み、職員の定員純減による人件費の削減、市債発行の抑制による公債費の減少、並びに歳入につきましては、近年の市街地整備による固定資産税の伸びが見込まれることもあり、徐々にではありますが、経常収支比率は下がってくるものと見込んでおります。

それでは、本年度における市政運営の重点施策及び主要施策につきまして、私の「選挙公約

(マニフェスト)」と「第四次総合計画後期基本計画」の大綱に沿って概要を説明いたします。

市民の皆様にお約束をいたしました「選挙公約」の5つの政策を向こう4年間最重要課題と位置づけ、また総合計画に掲げた5つの目標を柱とした施策や事業を総合的に展開することによりまして、あらゆる領域におきまして、本市ならではの施策、地域資源を活用しながら、個性と活力あふれる「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に、全力を傾注してまいります。

まず、「選挙公約」に掲げました5つの政策からであります。

第1点の「太宰府を第2の夕張市にしない」、簡素で効率的市政運営の推進についてでございます。

簡素で効率的な市政運営は、地方自治体の究極の目標となっております「持続可能な地域社会」の構築に欠かすことのできないものでございます。

本市においては、平成17年度の経常収支比率が98.6%となっております。しかしながら、これは、土地地区画整理事業による新市街地の整備を初め、道路や公園といった都市の基盤整備など将来への投資を行った結果でございまして、また市域面積の15%を占めます史跡地の公有化、加えてその時折の多様な行政需要に的確に対応してきたためでございます。確かに、北海道夕張市の財政破綻は、決してよその町の話にとどまらないと、厳しい財政状況に置かれた全国の自治体にその波紋を広げておりますが、本市においては、そのようなことには決してなりません。漫然と行財政運営をしたためではなくて、そのすべてが未来の太宰府の基礎を築くためのものでございました。

現在、ハード事業等の基盤整備に一定のめどがついたことから、今後はソフト事業に軸足を移しつつ、「福祉」と「教育」に重きを置いて、行財政改革を積極的に推し進め、財政の健全化に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

しかしながら、目先にとらわれたコスト論を優先し、単に経費の削減のみを行うことによって行政が萎縮してはなりません。やはり、大局的見地に立ち、かつ長期的な展望のもとで予算づけのめり張りが大切であり、将来の太宰府に重要な意義を持つ事業につきましては積極的に仕掛けていく。未来の夢に向かって思い切って投資できるものがあってこそ、経費削減も生きてくるものと確信をいたしております。

まず、その指標となる経常収支比率についてでございます。この経常収支比率を平成19年度決算までに98%に、また平成24年度決算までに89.0%にすると公約いたしましたが、可能な限り前倒しをし、改善してまいります。

このため、歳入、歳出の両面から、行政経費の全般にわたり、大胆な見直しを徹底し、身の丈に合った行財政運営に努めてまいります。

歳入面につきましては、新市街地の未利用地など定住化を促進するとともに、滞在型観光に誘導し産業と観光の振興を図ることにより、観光交流人口の増加を図るなど、税収増につながる環境を整えてまいりたいと思っております。また、太宰府市にふさわしい企業や産業の誘致

を図るとともに、広告収入等の強化・増加策に努めてまいります。さらには、民間団体や意欲ある市民の方々にご参加をいただき、仮称ではございますが「もっと元気に・がんばる太宰府委員会」を設置するなど、行政のあらゆる領域において、活発な議論を通して歳入増の検討をしていただく、こういった考え方を持っております。

歳出につきましては、行政改革の観点から事務事業の統廃合を含め、徹底した見直しを行ってまいります。また、行政経費全般につきましても、市民活動にかかわる部分については手厚く対応するなど、メリハリをつけながら、少数精鋭主義を堅持しつつ、公債費、人件費などの経常経費の徹底した削減を行うなど、民間委託の推進、補助金の整理合理化など、限られた資源を有効に活用することを基本に、経費削減を断行してまいります。

次に、簡素で機動的な組織に改めることについてでございます。

地方分権が具体的に進展していく中、福祉の増進と地域社会の活性化を図り、地域の特性を生かしたまちづくりを進め、より質の高い公共サービスを迅速に提供するためには、簡素で効率的かつ機動的な組織に改めていく必要があると、このように思っております。

このため、行政組織機構につきましては、本年10月をめどに、同質集中、異質分散の考え方のもと、市民の皆様にはわかりやすいものにしてまいります。また、行政施策の迅速な意思決定を図るため、組織横断的で柔軟かつ機動的な組織に改めてまいりたい、このように思っております。

また、私の意を体して、行政全般の最前線において業務を遂行するのは、職員一人一人でございます。このため、「人材育成基本方針」に基づきまして、「人が最大の資源である」との考え方のもと、将来ビジョンや施策など、情報を迅速かつ的確に共有できるような組織の風通しをよくしながら、職員の意欲を高める仕掛けづくりや職員の能力の向上を図るなど、なお一層職員の育成に努めてまいりたいと思っております。

一方で、職員一人一人が、みずから目標を持って市民サービスを行っているという自覚と使命感に燃え、自己研さん、自己啓発していくことも重要でございます。また、「評論家ではなく、実践家たれ！」とのスローガンのもと、どうしたら施策や事業が具現化できるのか、机上の空論ではなく実践を通じた考え抜く力、そして何よりも行動力が求められると思っております。

次に、市役所の開庁時間の延長及び休日の開庁についてでございます。まさに市民の目線に立ったより質の高い市民サービス、窓口業務を目指し、転入や転出の多い繁忙期における開庁時間の延長、さらには休日の受け付け業務など、関係部門が相互に連携し、今年度中に可能な部分からまず試行してまいりたいと、このように思っております。

次に、市長給料の10%減額についてでございます。厳しい財政状況を乗り越えますための第一歩として、また私自身が、市民の皆様を初め職員に対して率先垂範するという観点から、市長給料を10%減額いたします。また、副市長及び教育長の給料につきましても5%減額いたします。この第一歩の差が後の千里の差につながるものと確信をいたしております。



次に、「歴史と文化の環境税」についてでございます。

この「歴史と文化の環境税」につきましては、歴史や文化を生かしたまちづくりや観光活性化のため、施策や事業に活用するため、平成15年5月に導入したものでございます。まちづくりのための貴重な財源を確保する観点からも、ぜひとも必要なものと認識をいたしております。この税につきましては、市民の皆様のご賛意は得られておりますものの、議会から、仮称でございますが、「太宰府みらい基金」の創設の提起もあっておりますので、議員の皆様を初め、関係機関や関係者の議論の推移を見きわめながら、慎重に判断をしてみたいと、このように考えております。

第2点の子育て環境の整備と高齢者・障害者の福祉の充実についてでございます。

太宰府の次代を担う子供たちを健やかに育てることは私どもの使命でございます。

少子化の問題は、子供を産み育てる場である地域の問題でもあるとの認識のもと、安心して子育てが楽しめるよう、地域全体で子育てを支援していくことが求められております。

また、高齢者が増えることは決して憂うことではありません。むしろ、高齢者が人生で培ってこられた経験や知識などは、大変貴重な財産でございます。その財産を生かして元気に長生きができることは、人生最大の幸福でありますので、住みなれた地域でいつまでも元気で暮らしていただくための介護予防を重視した施策を強化することが求められております。

さらに、障害を持つ方々につきましても、住みなれた地域で、その一員として自立するための積極的な支援が求められます。

まず、子育て支援環境の整備についてでございます。

「待機児童ゼロ作戦の推進」の方針のもと、市立南保育所の定員数を60人から90人に増員するなど、認可保育所の定員拡充を図ります。また、出前保育、子育てサロンや育児支援のための保健センターと連携した家庭訪問の実施など、「子育て支援センター」の充実を図ります。さらに、3人以上の児童が保育所に入所している世帯では、3人目から保育料を無料とし、子育て負担の軽減を図ってまいります。

次に、高齢者福祉の充実についてでございます。

高齢者の外出に際しての移動支援など、実施するとともに、平成18年3月に策定した「太宰府市高齢者保健福祉計画」に基づきまして、高齢者の生きがいつくりとして、「プラチナパソコン教室」や「シルバーいきいきサロン」などの開催するなど、高齢者の社会参加促進のための施策や事業をなお一層充実し、総合的に展開してまいります。また、成年後見制度の利用を促進するため、その周知を図ってまいります。

さらに、県立看護専門学校跡地に社会福祉施設を設置し、地域社会福祉協議会の機能を担う本市の西部地域における地域福祉の拠点として、また介護ヘルパーの拠点として、関係機関や関係団体との連携のもと、在宅介護サービスや地域福祉の増進を図ってまいります。

今後、団塊の世代が定年を迎える時期にありますことから、市内に居住されている団塊の世代の方々が地域での活動に参加していただくことも期待をされております。そこで、今後も、

地域に住んでおられる高齢者はもとより、団塊の世代の方々のこれまで培ってこられた経験や知識を生かした社会参加の促進を図るため、「福祉でまちづくり」と「地域コミュニティづくり」との緊密な連携のもと、市民の皆様との語らいを通して、地域の実情に応じた環境を整えてまいります。

次に、障害者福祉の充実についてでございます。

障害のある方々につきましては、地域での自立した生活と社会参加を支援するため、本年度新たに、重度障害者を対象とした給付事業を創設し、障害者福祉のサービスの充実を図ってまいります。また、障害者自立支援法に基づき、きめ細やかな福祉サービスを図りつつ、障害者のニーズに沿った地域に密着したサービスに努めるなど、手厚い自立支援を行ってまいります。

第3点の学校教育環境の充実についてでございます。

学校教育では、子供たちの学びの環境が大きく変化する中、未来を担う子供たちには、主体的な行動やこれからの社会を支える意思と実践力が求められております。そして、確かな基礎学力を身につけさせ、子供たち一人一人の個性や能力を伸ばし、豊かで、人間性をはぐくむことが重要な課題となっております。

まず、学校支援人材バンクの構築についてでございます。

今の教師は多忙なため、子供と向き合う時間を十分にとれない現状にあります。学校教育の根幹は、何よりも教師が子供と向き合う時間を十分に確保することに尽きます。学力向上もいじめ防止も、そこが基本だと思っております。そこで、学校支援の人材を各学校に登録し、学校を支援する、仮称でありますけれども「学校支援人材バンク」などにより、教師の負担を軽減することができるシステムの構築を急いでまいりたいと思っております。

次に、「子どもの安全と命を守るネットワーク」の確立についてでございます。

子供たちが悲惨な事件や事故に巻き込まれることが後を絶ちません。一方、いじめの防止や通学路の安全確保などは個々の学校では限界がございます。行政、学校、保護者、そして地域が一体となった総合的な取り組みが強く求められています。こうしたことから、「子供は社会の宝」を合い言葉に、子供の命は地域ぐるみで守らなければならないと思っております。そのため、関係機関や関係団体との緊密な連携のもとに、仮称でありますけれども「子どもの命を守るネットワーク」を構築していきたいと考えております。

次に、安全・安心な教育環境の整備の一環といたしまして、水城小学校校舎の耐震改修工事に着手してまいります。また、太宰府南・水城西・太宰府西の各小学校と学業院中学校の校舎の耐震診断を実施してまいります。

第4点の「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」についてでございます。

私は、今回の選挙であえて「まちぐるみ歴史公園」という考え方を提唱をいたしました。これは、「まるごと博物館」の目標、手法と何ら変わるものではございません。「まちぐるみ歴史公園」の方がよりわかりやすいということで提唱した次第でございます。今後とも、「まる

ごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」として、進めてまいり所存でございます。

本市には、宝満山や四王寺山というすばらしい自然を初め、数多くの歴史的文化遺産が市内の至るところに点在をいたしております。

そこで、市内全域をフィールドとし、市全体をあたかも「まるごと博物館」あるいは「まちぐるみ歴史公園」と思われるようにしていきたいというふうに思っております。「九州自然歩道」と「歴史の散歩道」を市内の回遊機軸として、市民の皆様方はもちろん、来訪者の方々にも、市内のどこでも、歴史や文化、そして自然を五感で感じてもらおうというものでございます。

また、九州国立博物館の周辺地域をコアミュージアムとし、大宰府展示館や文化ふれあい館など、サテライトミュージアムの機能を持たせながら、市民の皆様や来訪者の方々が、ご夫婦や、あるいは恋人同士、お子様連れで、あるいはお一人でといった多様な形態に対応して、「見る」、「食べる」、「買う」、「学ぶ」、「憩う」ことのできる回遊の仕掛けを随所にちりばめ、「市内のどこでも楽しみながらめぐることができる」といった、そういったまちづくりをイメージしながら行ってまいりたいというふうに思っております。

さらに、「市民一人一人が誇りと愛情を持てるまちが、来訪者にとっても魅力のあるまちである」という考え方のもと、市民の皆様は「住んでよかった」と、また来訪者の方々には「ぜひ、もう一度来たい」と言われるような、そういった太宰府ならではの個性と魅力あふれるまちづくりを進めてまいりたいと、こう思っております。

このようなまちづくりは一朝一夕にできるものではありません。また、行政だけでなし得るものでもございません。まさしく、市民と事業者と行政との協働による遠大なまちづくりそのものでございます。

まず、本市の玄関口であります水城跡周辺につきましては、万葉集にも詠まれました特別史跡「水城跡」と一体的に整備を図る取り組みといたしましたゲートサイン、史跡解説板の整備、また大型バスの駐車場機能を有した多目的広場の整備など、市民の皆様潤いと憩いの空間と、魅力あふれる観光空間の創出のため、今年でございますけれども、財団法人空港環境整備協会の補助をいただいております。本年度と来年度の2カ年で整備をしていきます。

次に、「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」についてでございます。

景観づくりにつきましては、歴史景観や自然景観など太宰府ならではの空間の広がりを生かし、市全域を視野に入れ、50年後、100年後の太宰府の未来を見据えて、良好な景観の形成と、文化遺産を基軸に物語を持たせ、市民遺産の取り組みとあわせて、市民参画のもとで協働のまちづくりとして展開をしてまいります。

このため、景観によるまちづくりの制度のかなめとなります「（仮称）太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を市民の皆様と語り合いながら、平成20年度をめどに制定してまいりたいと思っております。その最初の取り組みとして、意欲ある地方自治体の景観づくりに対しましては、国や県などから支援措置が講じられますことから、「景観行政団体」になる手続を

まず始めたいと思っております。

次に、地域再生計画についてでございます。

地域再生計画につきましては、「太宰府市まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」の基盤を整備するものとして、交通の円滑化、交通混雑の緩和のための道路整備や障害者などの安全を考慮したバリアフリー化、さらには道路や側溝の整備など生活環境の向上を目指し、総合的に事業を展開するものでございます。今般、内閣府から地域再生計画の認定を受けました。

「地域再生基盤強化交付金」、道整備交付金でございます、そういった交付金をいただきながら、本年度から5カ年の事業として進めてまいります。本年度は、市道「高雄中央通り線」、  
「五条・太宰府駅前線」など整備に着手してまいります。

次に、交通渋滞の緩和と「まほろば号」路線の拡充についてでございます。

太宰府天満宮周辺の交通渋滞の緩和等、喫緊の課題であるとの認識のもと、交通規制や公共交通の利用促進、バス路線の拡充、パーク・アンド・ライドの充実など、できることから実行に移してまいります。

コミュニティバス「まほろば号」は、「人・まち・環境にやさしいコミュニティバス」の理念のもと、市民の皆様が社会活動に安心して積極的に参加するための移動手段になるよう、平成10年4月、運行を開始したものでございます。本年1月には延べ乗客数が300万人を突破するなど、多くの市民の皆様方を初め来訪者の方々の足として定着をいたしております。今年度は、地域密着型の公共交通のサービスの一環の向上を図るため、高雄地域や東観世地域への新規乗り入れに向けて、交通混雑の緩和や高齢社会に対応した福祉バスとしての観点、また財政事情を考慮した合理的・効率的な事業運営の観点から、今までの取り組みを検証しつつ、総合的に勘案して検討を行ってまいります。

次に、「（仮称）JR太宰府駅」の設置についてでございます。

初めに“駅”ありきとは考えておりません。佐野東地区につきましては、「（仮称）JR太宰府駅」を交通の核として、交通・商業・住宅等の都市機能が集積する本市の西部拠点と位置づけていることから、周辺地域の面的整備を第一義として、「歴史と観光のまち・太宰府」にふさわしい青写真を描き、地元の皆様の意向や財政状況を総合的に勘案し、平成20年度までに見通しをつけてまいりたいと思っております。

第5点の市民が参画できる市政運営についてでございます。

今日の地方自治体を取り巻く状況は、急激な社会経済情勢の変化に加え、市町村の合併や地方分権の進展など、その変化の度合いを増しております。また、財政や人的資源など限りある資源の中、持続可能な地域づくりをしていくことが地方自治体に強く求められております。

まちづくりの担い手は市民であります。市民、ボランティア、NPO、学校、事業者など多様な主体と行政とが協働したまちづくりを推し進め、地域の実情に応じた地域の個性と、魅力と活力ある太宰府をつくるための制度を構築していきたいと、このように考えております。その具現化のため、行政のあらゆる領域において、市民参画の場や機会をつくる仕組みなど、徹

底した情報公開を進め、透明性の確保を図り、市民ニーズに的確に対応しつつ開かれた行政を展開しながら、市民の声を市政に反映した行政運営を行い、市民の皆様の信頼を得られるように心血を注いでまいります。

まず、各種審議会の委員の女性の登用、30%についてでございます。

各種審議会につきましては、政策や方針などの意思形成の場への女性の参画を積極的に図る観点から、一般公募枠を設け、女性の登用率30%を実現してまいります。そして、市民一人一人が個性と能力を十分発揮できる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、「パブリック・コメント制度」の導入についてでございます。

市民の皆様がまちづくりに自由にアプローチができる環境を整える第一歩といたしまして、政策・施策・計画等の策定に当たりましては、市民の皆様の意見を積極的にお聞きするとともに、そのプロセスを公表し、市政に市民の声を反映する仕掛けとして、「パブリック・コメント制度」を本年度中に導入をいたします。

次に、公共施設使用料の減免についてでございます。

市民の皆様のスポーツ活動や文化活動などを総合的に支援する観点から、体育協会、文化協会加盟団体等に対する公共施設の使用料等を減免いたします。

次に、「福祉でまちづくり」と「地域コミュニティづくり」とが連動した協働のまちづくりについてでございます。

「安全、安心、福祉のまちづくり」につきましては、市民を初め、NPO、市民ボランティアなど多様な主体と行政との協働のまちづくりを推し進め、市民一人一人が地域で能力を発揮でき、お互いに支え合い、住みなれた地域で元気に暮らすことができる町を目指した取り組みを進めてまいります。

そして、「福祉でまちづくり」に「地域コミュニティづくり」を絡め、車の両輪として機能させながら、行政と市民の皆様との本音の議論を通して、具体的な筋道をつけながら、実践を積み重ね、市民の皆様の知恵や力が存分に発揮できる仕組みなど、目に見える成果を生み出せる「市民との協働のまちづくり」の制度を平成22年度までに構築してまいります。そして、「真に豊かさを実感できる地域社会」の実現を目指してまいりたいと思っております。

その実践の第一歩といたしまして、市民の皆様と懇談会を開催いたします。私自身が市民の皆様が暮らす現場に出向く機会を増やし、ともに考え、ともに行動するための具体策といたしまして、仮称ではございますが「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」を行政区ごとに設置し、1回とは言わず何回でも開き、地域に出向き、地域の課題や問題をともに語り合い、その成果を市政に反映できる努力を、職員一丸となって積み重ねてまいります。

次に、総合計画に決めました5つの柱を説明申し上げます。

第1の施策、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」からであります。

まず、人権尊重のまちづくりについてでございます。

人権は、人間の尊厳に基づき各人が持っています固有の権利であり、社会を構成するすべて

の人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできないものでございます。本年度新たに、様々な差別の解消に向けた取り組みを一元化し、一般行政施策で総合的な展開をするため、関係機関や関係団体と連携しながら、仮称であります。 「人権尊重のまちづくりのための行政指針」の策定に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、生涯学習社会の創造についてでございます。

生涯学習につきましては、社会的背景に配慮しつつ、市民ニーズや時代の要請に対応した講座や教室の開催など、関係機関や関係団体と連携をしながら、学習プログラムの充実を図ってまいります。また、地域資源としての大学・短大・専門学校と、地域との交流を促進し、協働のまちづくりの側面からも、キャンパスネットワーク事業の一層の充実を努めてまいります。

第2の施策「健やかで安心して暮らせるまちづくり」についてでございます。

まず、健康づくりと保健予防についてでございます。

健康で長生きできることはすべての市民の願いでございます。保健センターを市民の皆様の健康づくりの拠点として、総合的保健サービスの提供や、検診、相談業務など、引き続き市民の皆様の各種ニーズに応じ、安心と信頼を得られる事業を、保健・福祉・医療とが一体となって展開してまいります。

次に、社会保障制度についてでございます。

急速な高齢化社会を見越して、国において社会保障制度の見直しが続けられております。高齢者の医療制度は大きく変わり、平成20年度から、75歳以上の後期高齢者を従来の制度から切り離し、新たに誕生する都道府県単位の広域連合が、後期高齢者医療制度を担うこととなります。国民健康保険制度につきましては、生活習慣病の予防を促進するため、特定健診・特定保健指導を実施することになりました。様々な制度改革のもと、いつでも、どこでも、安心して受けられる医療制度を通して、市民の皆様が地域の中で健康で活力に満ちた暮らしを続けられるよう取り組みを進めております。

介護保険制度につきましては、平成12年4月に施行し、今日で8年目を迎えております。次に、昨年4月に大幅な改正が行われ、新たに介護予防という概念が組み入れられました。今後とも「第3期太宰府市介護保険事業計画」に基づき、高齢者に係る施策や事業を総合的に展開するとともに、事業の円滑運営に努めてまいります。

次に、安全なまちづくりについてでございます。

防災や防犯は、市民の皆様のかげがえのない生命、財産にかかわる極めて重要な課題であり、安全・安心に暮らせる市民生活を確保することは行政の大きな使命でもございます。

防災につきましては、市域全域をエリアとした全国初の取り組みとして、一斉放送の機能を有した「太宰府コミュニティ無線」を昨年度に全行政区に設置をいたしました。市民の皆様の安全・安心のための情報基盤が整備されたものと確信をいたしております。今後は、災害時や地域コミュニティ活動での迅速な情報の伝達など、その活用を図ってまいります。

防犯につきましては、筑紫野警察署管内においての街頭犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、子供たちの安全を確保することを喫緊の課題と位置づけ、本年度も引き続き、関係機関や関係団体と連携して「防犯パトロール」や「安全パトロール」など、防犯活動に努めてまいります。地域においても、行政区、PTA、補導連絡協議会などによる安全見守り隊や「防犯ボランティア『ついで隊』」による防犯活動が展開されておりまして、これらの取り組みを側面から積極的に支援をしております。

第3の施策「自然と環境を大切にすまちづくり」についてでございます。

まず、緑の保全と創造についてであります。

史跡地や公園などの豊かな緑は、美しい景観、潤いと安らぎの場、災害時の避難所ともなるオープンスペースなど、多角的な機能を有しております。

公園につきましては、「高雄公園」を地域住民の憩いの場となるよう、地区公園として早期に供用開始すべく造成工事に本格的に着手してまいります。また、通古賀地区土地区画整理事業地内の「落合浄水場跡地」につきましては、「落合公園」として、御笠川の親水公園と一体となった公園整備を進めてまいります。

次に、生活環境の向上についてでございます。

ごみの適正な処理は、市民生活に直結した極めて重要な課題でございます。本年度も引き続き、「一般廃棄物処理基本計画」に基づきまして、福岡都市圏域を機軸とした広域行政での取り組みを進めつつ、ごみの減量化、分別の徹底、リサイクルの促進など、ごみの適正処理に努めてまいります。

火葬場につきましては、本市の将来を見据え、広域行政や財政の健全化の観点から、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合への加入が適切であると総合的に判断をいたしております。このため、関係機関や関係団体との慎重な協議を重ねながら、本年度中に結論を出していきたい、このように考えております。

第4の施策「快適で魅力のあるまちづくり」についてでございます。

まず、土地利用計画についてでございます。

都市を健全で効率的に機能させていくために、都市全体の土地の使い方についての方針を定めるなど、土地利用計画は都市計画のいわば根幹をなすものでございます。

国においては、昨年度、「大店立地法」、「中心市街地活性化法」、「都市計画法」のいわゆる「まちづくり三法」が改正をされました。この法改正を受けて、県においては、少子・高齢化社会に対応した「コンパクトな都市づくり」の方針のもと、中心市街地の活性化を目的といたしまして、県の権限で郊外部での大規模集客施設等の立地の抑制を図るとともに、土地利用の秩序を図るために、県下の都市計画区域外を準都市計画区域に一斉に指定する計画でございます。本市といたしましても、山並み景観や緑地の保全など、宝満山系の豊かな緑を守り、歴史的景観と調和した秩序ある土地利用を促進する観点から、地域住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、慎重を期して進めてまいりたいと思っております。

次に、土地区画整理事業などによる新市街地の形成についてでございます。

通古賀・吉松東・国分川原地区につきましては、通古賀地区都市再生整備計画のもと、本年度も引き続き、市道「関屋・向佐野線」、「関屋・正尻線」、「水城駅・口無線」の整備など、御笠川を基軸とした一体的なまちづくりを進め、多様な世代が集うゆとりある良好な住宅形成に努めてまいります。

吉松東土地区画整理事業については、既に事業が完了し、住宅が建ち並びつつあります。また、通古賀土地区画整理事業につきましては、事業の円滑な促進を図るため、技術的な側面から可能な限り支援してまいります。さらに、新市街地の形成が人口増を含めて都市の活力に直結することから、両地区の定住化促進に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、交通体系の整備についてでございます。

交通体系につきましては、人と環境が共生した持続可能な地域社会構築の観点から、本市の将来の望ましい都市交通の実現を目指し、国土交通省や県を初め、JRや西鉄、さらには太宰府天満宮など、関係機関や関係団体を構成員とした「（仮称）総合交通対策懇話会」を設置し、ご意見をお聞きしながら、必要となる交通施設整備や交通の円滑化など、ハード・ソフト両面を網羅する「（仮称）総合交通計画」を策定をいたします。

県道「筑紫野・古賀線」の4車線拡幅と「観世音寺・二日市線」の延伸・拡幅につきましては、いずれも県が昨年度から着手をいたしております。本市といたしましても、交通の円滑化の観点から、地元説明会や用地協議など、早期に実現に向け支援をしてまいります。

次に、上下水道についてでございます。

安心で良質な水を安定供給することは、市民生活におけるライフラインを確保する上で極めて重要な課題でございます。福岡地区水道企業団において大山ダムの平成24年度完成をめどに事業が推進されていますことから、その環境を整えるために、第6次拡張事業として、配水管の増設整備を進めてまいります。

そして、本年度も引き続き、福岡都市圏域における取り組みと緊密な連携をとりながら、水の安定供給に力を注いでまいります。

下水道につきましては、北谷地区の下水道整備に向けた実施設計に着手してまいります。また、常襲浸水地域における浸水対策の一環といたしまして、五条・坂本両地区の雨水排水整備に努めてまいります。

次に、観光基盤の整備についてでございます。

平成17年10月に九州国立博物館がオープンして以来、太宰府天満宮参道を初め、周辺地域では大変なごわいを見せております。本年3月には、来館者が早くも300万人を突破するという快挙をなし遂げました。また、こうした背景のもとに、平成18年度には本市の年間来訪者数が732万人を超えるといううれしいニュースも飛び込んでまいっております。今後は、歴史的文化遺産を初め、この九州国立博物館を生かした取り組みを積極的に展開し、産業や観光の振興に結びつけるとともに、太宰府の特色と魅力を全国に発信してまいります。また、来訪者の



方々が市内を楽しく回遊できるよう、わかりやすく統一感のある公共サイン整備に努めてまいります。

国民年金保養センター跡地に、全国にホテル事業を展開する「ルートインジャパン株式会社」が、「ホテルグランティア」の名称で、この6月に装いも新たに開業いたします。宿泊にとどまらず、おふろに、お食事どころに、一日くつろいでいただける空間であり、滞在型観光を目指す本市といたしましては大いに期待をいたしております。

第5の施策「文化の香り高いまちづくり」についてでございます。

まず、歴史と国立博物館を生かしたまちづくりについてでございます。

「太宰府市まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」の推進についてであります。本年度は地域の歴史や伝統文化を学ぶなど、多彩な講師陣をお迎えして、太宰府の価値・地域の魅力を再発見する「第二期太宰府発見塾」の講座を開催いたします。また、「太宰府市まるごと博物館」を支える市民ネットワークの構築の一環として、本年度から、第1期太宰府発見塾の修了生を対象といたしまして、県事業でございます「個性ある地域づくり推進事業制度」における「モデルソフト事業の人材育成事業」として県補助金をいただき、市民の皆様がまちづくり活動に参画できる機会の提供など、実践的展開を図ってまいります。

観光協会、商工会、太宰府天満宮、そして本市とで構成する「太宰府ブランド創造協議会」において、太宰府の伝統行事である「千灯明」と連携し、門前町一帯が「光」に包まれる光のイベントとして「古都の光」を開催いたします。これも県事業であります「個性ある地域づくり推進事業制度」における「モデルソフト事業の地域戦略イベント」として県補助金をいただいて開催するものでございます。

本市の長い歴史の中で、生まれ、はぐくまれ、そして今日まで守り伝えられてきた文化財は、私たちの貴重な財産であり、末永く後世に継承していかなければなりません。本年度は、景観づくりと連動した仕組みとして、「文化財保存活用計画」に基づいた、文化遺産から始まる市民遺産のまちづくりを総合的に展開できる道筋をつけてまいります。また、市域面積の約15%に当たる453haの史跡地の公有化事業を引き続き進めてまいります。

以上、平成19年度の市政運営に臨む私の所信の一端並びに主要な施策と事業の概要について、ご説明をいたしました。

21世紀初頭、時代の荒波の中で、地方自治体はみずからの責任と判断で、個性的で活力あふれる町の創造に向けて、しっかりとかじをとっていかなければならないと思っております。

このような中、太宰府の歴史的文脈を通して、未来をしっかりと見据え、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」、「市民との協働のまちづくり」を基本に、積極的に情報を発信し、何事においても市民と語り合いながら、絶えず市民の目線に立った市民本位の政治を展開してまいります。

このため、私自身が先頭に立ち、「知行合一」、「現場主義」を合い言葉に、必ずやり遂げるという気概と実現力を持って、未来の夢を全職員とともに描きながら、英知を結集し、市民

とともに知恵を絞り、ともに汗を流す「市民との協働のまちづくり」を推し進め、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向け、総力を結集して邁進してまいり所存でございます。

どうか、議員の各位におかれましても、私の意とするところをお酌み取りいただきまして、予算案を初めとする全議案に対しまして、慎重なる審議の上、ご賛同賜りますように重ねてお願いを申し上げ、私の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で「施政方針」を終わります。

ここで11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第11まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、報告第1号「平成18年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第11、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第11までを一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 先ほど述べさせていただきました「施政方針」に続き、平成19年第2回太宰府市市議会定例会初日にご提案いたします案件につきましてご説明を申し上げます。

本日も提案申し上げます案件は、報告7件、人事案件1件、字の区域の変更1件、条例の一部改正15件、補正予算1件、合わせて25件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第7号までを一括してご説明をさせていただきます。

最初に、報告第1号「平成18年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明を申し上げます。

平成18年度の繰越明許費は、計5件の事業について設定をしておりましたが、繰越額が確定しましたので報告させていただきます。

繰越総額2億9,082万1,369円で、財源内訳は、国庫補助金や市債などの特定財源が2億3,173万8,019円、一般財源が5,908万3,350円でございます。

次に、報告第2号「平成18年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明申し上げます。

平成18年度につきましては、観光宣伝事業、御垣野・隈野線道路改良事業、二日市・五条間雨水管新設事業など4件の事故繰越しを行っております。繰越総額は3,670万4,800円でございます。

次に、報告第3号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算繰越明許費について」ご説明申し上げます。

平成18年度の繰越明許費は、介護保険システム電算委託事業について設定しておりましたが、繰越額が確定しましたので報告させていただきます。

繰越総額は808万5,000円で、財源内訳は、特定財源が98万5,000円、一般財源が710万円でございます。

次に、報告第4号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

平成18年度の建設改良費の公共下水道整備費のうち、雨水幹線築造工事3件、通古賀区画整理事業工事委託1件、下水道設計図書管理業務委託3件、計7件、総額1億9,788万8,000円の繰越しを行っております。

次に、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成18年度の事業と決算について報告いたします。

公有地取得事業では、高雄中央通り線道路改良事業用地の取得を行っております。また、処分として、同じく高雄中央通り線道路改良事業用地の処分を行っております。

決算につきましては、収益的収入1億1,436万192円に対しまして、収益的支出は1億1,534万7,007円となり、差し引き98万6,815円の当期純損失を生じております。

次に、平成19年度の事業計画についてであります。公有地取得事業では平成18年度からの繰越事業を除き、現在のところ具体的に公社による取得を依頼されているものはありません。

また、処分につきましては、公有用地として高雄中央通り線道路改良事業用地を計画をいたしております。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたします。

次に、報告第6号「財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」のご説明を申し上げます。

まず、平成18年度の事業と決算について報告いたします。

事業としましては、広報啓発事業として広く協会事業の紹介を行い、国際交流促進事業としてのPTA等が行った自主的交流活動を支援しています。

また、国際交流事業として、アジア太平洋子ども会議の子ども大使の受け入れ、太宰府市民政庁まつり参加、セカンドファミリー事業、フレンズベル倶楽部メンバーのつどい、国際文化体験講座、史跡散策交流会、国際交流茶房、韓国講座を開催し、姉妹都市扶餘邑との交流訪

問、民間国際交流団体が行う事業への助成や後援及び在住外国人を対象とした日本語教室を委託して実施をいたしております。

決算の収入につきましては、基本財産2億円の運用収入280万円及び会費収入46万5,700円のほか、前年度繰越金を合わせて合計729万4,116円となっており、支出につきましては自主事業費及び一般管理費を合わせて363万5,955円で、繰越額が365万8,161円となっております。

次に、平成19年度の事業計画と予算でございます。

事業につきましては、平成18年度同様に、広報啓発事業、国際交流促進事業、国際交流事業、国際ボランティア事業を継続して実施し、市民団体の自主的交流活動を支援していくとともに、アジア太平洋子ども大使の受け入れのほか、市民と外国人との交流によって国際理解が深まる事業を積極的に展開していく予定です。

予算につきましては、収入として654万2,000円を見込み、支出として自主事業費を203万1,000円、一般管理費を451万1,000円見込み、一般管理費のうち予備費として173万2,000円を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況を報告いたします。

次に、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」ご説明申し上げます。

まず、平成18年度の事業と決算について報告いたします。

主な事業といたしましては、10施設の管理運営の受託と文化・スポーツ振興に関する事業を行い、各種教室、講座、イベント、展示事業の開催及び主催事業や他団体の開催事業の積極的情報提供を行ったところでございます。この結果、文化施設とスポーツ施設を合わせ、全施設の利用者数は約63万3,000人と、多くの方に利用していただきました。今後も、多様化する市民のニーズにこたえるため、施設の管理運営により一層力を注いでまいります。

決算につきましては、一般会計としての主な収入は、基本財産運用収入、指定管理料収入、補助金収入、施設利用料収入、自主事業収入等を合わせて、合計3億488万827円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費、市民図書館費を合わせ、合計2億8,108万7,418円で、差し引き2,379万3,409円となっております。

次に、平成19年度事業計画と予算についてでございます。

事業につきましては、生涯学習支援事業として、あるいはスポーツ振興事業といたしまして、いきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センタールミナス、市民図書館の4施設で合計168の教室や講座等を計画いたしております。

次に、予算につきましては、9施設の指定管理料収入と施設利用料収入や自主事業収入等に合わせ、一般会計として収入2億7,976万3,000円を見込み、支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費等で収入と同額を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況を報告をい

たします。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号「平成18年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第2号「平成18年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第3号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計予算繰越明許費について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第4号「平成18年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第6号「財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」質疑はありませんか。

（19番武藤哲志議員「議長」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私は、この太宰府市国際交流協会については、理事だとか評議員とのかかわりがないから、あくまでもこの報告書を見て判断をせざるを得ないわけでありませぬ。

その中で、まず平成18年度事業報告書の2ページに、国際交流促進事業として第25回太宰府少年の船受入事業が平成18年7月27日から29日、訪韓事業として平成18年8月3日から7日まで韓国扶餘邑、こうありますが、私のところに太宰府少年の船協会から、今年の案内で、こういう形で天満宮でやりたいという案内が来ておりました。毎年、太宰府少年の船協会についても100万円だったのが現在85万円、今年の予算も計上されております。ところが、太宰府少年の船協会として今日まで育成をしてきた経過がありますが、なぜ太宰府少年の船協会という独自の協会をわざわざ図書館の入り口に、施設に事務所まで無償で提供し、そういう事業を行っているわけですが、なぜ国際交流協会がこういう形の報告をせざるを得ないのかを説明をいただきたい。

それから、決算、予算を見ておまして、まず決算書の中で7ページになりますが、ここで4団体に対する補助金の支出が出されておまして、16万3,260円です。それから、支出につ

いて、8ページ、それから今年度の平成19年度の予算書の8ページ、ここでは国際交流活動団体助成金が5万円の7団体として、今年は昨年よりも大変増額になっております。35万円です。そういう状況の中で、この財団法人太宰府市国際交流協会には、歳入歳出を見ておってコピー機の利用関係がないわけですね。このコピーというのはリースになっているならばリース料が上がるはずですが、これだけの年間の職員配置して、嘱託職員ですが、事業やっている中で、コピーはどこからか借りて使っているのか、ほかの課の部分をしているのか、その辺がわからないというのが1点です。

それから、決算書で8ページにですね、特別旅費として45万円が計上されております。こういう特別旅費として計上されてはいますが、今年はそういう大きな金額が計上されておられません。普通旅費として1万円だけの内容になっております。これは予算書の9ページです。この辺を報告承認に当たっては、説明を求めておきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） ただいま国際交流協会関連で3点についてのご質疑をいただきましたので、順を追ってご説明を申し上げます。

まず、1点目の太宰府少年の船協会の補助金とのかかわりでございます。

お手元の報告書、平成19年度の事業計画書の2ページをごらんいただきたいと思えます。

この国際交流協会の中に、まず助成金交付要綱というのがございまして、そこに基準を示しております。その概要と申しますのが、この平成19年度の事業計画書の2ページの2番、国際交流促進事業(1)のところ、活動助成の一つの基準、目的をそこに書いております。

つまり、平成18年度につきましては、少年の船協会がこうした事業に該当したという経過がございます。つまり、平成18年7月27日から29日の間に、扶餘邑の「百済青少年の星」という団体が太宰府少年の船協会に表敬訪問されました。そして、その事業の中で、一緒になって交流をしたという予算で、太宰府少年の船協会予算の中に60万円の交流事業費がございました。その内容につきまして、この国際交流協会の方に交流事業としての補助申請がございましたので、5万円を限度に交流費として補助金を支給いたしました。それが1つです。

次に、コピー機の賃借料につきましてですけれども、国際交流協会の事務局といいますが、いきいき情報センターの2階、つまり地域振興課の文化振興係内に事務局を設置いたしております。その国際交流協会の中には、スタッフ、協会の職員がおりますし、あわせて文化振興係の職員も兼ねてその国際交流事業関係の事務をやっておりますので、ご指摘のとおり、確かに国際交流協会のコピー機としては保有しておりませんで、たまたまそこに文化振興係の専用のコピー機がございまして、それらを一緒に使用しているという状況でございます。

ただ、この文化振興係がコピー機をリースで契約している中での使用料をちょっと点検をしてみますと、年間に約8万円ほどの賃借料を支払っております。そしてさらに、担当者に内容を精査分析をさせましたところ、国際交流協会専用としてのコピー関係は、この8万円のうちに約2割から3割程度をコピーとして使っていると。つまり、年間8万円の賃借料の中で2万

円から2万5,000円程度を国際交流協会の資料に使っているということもございました。

現在、こういうふうで、併用して使わせておりますが、今後いろんな活動の中で経費がまだまだ増えるというふうな状況もございますので、時期を見てこういう区別というのを今後していきたいというふうに思います。

それから、3点目の特別旅費の関係でございますけども、実は昨年9月28日から30日、つまり2泊3日で韓国扶餘邑の方に14名表敬訪問をいたしました。この訪問の理由といたしましては、扶餘邑、百濟地域の第52回の百濟文化祭という催しがございますので、市の方に正式な訪問団の案内が参りました。そこで、先ほど言いました14名が参加したわけですけども、市としての公式訪問団は、市長、議長以下5名で参りました。それとあと、この国際交流協会の役員として9名の理事あるいは評議員が参りました。

市は当然公式訪問ですので市の特別旅費の中から支出をさせてもらいましたけども、この国際交流協会の9名の旅費につきまして、本来ですと1人当たりの旅費、滞在費含めて約7万円が必要でしたけども、協会からは一定の補助金ということで1人当たり5万円を支出し、9名分として45万円の支出をさせていただきました。つまり、この協会の理事さん、評議員さんについては2万円だけ個人負担をしていただいたということです。この事業につきましては毎年行っておりませんで、今回に限り平成18年度に特別に訪問をしたということになります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、やはり財政はやっぱりその独自性を待たなきゃならないんでね、同じ事務所にあるからじゃなくて、そこはそこで、やはり2割であれ3割であれ使用があれば、それは支出として出さないことには、やはりその補助を出しているのは別の団体ですからね。そこはぴしっとこの支出として、コピー使用料として上げるというのは、それはぴしっとした財政ですよ。そういういいかげんなことをすると、こちらから指摘されるわけですから。そこはそこでぴしっと指導してください。

それから、やはり国際交流としてこういう45万円で、行政は、私どもは後の決算の中で、5名の方が行った財政をどういう形で使ったかというのは、ここが今明らかになったからわかるわけであって、ところがこういう内容について、国際交流で行政職員5名は公費で行った。そういうことでしょうか。ところが、あとの9名は少なくとも5万円ということで45万円をここから出して、2万円は個人負担した。果たして、そういう内容については、議会で報告を求めてくる内容であれば、そういう状況で扶餘邑との国際交流をやるためにこういう状況ですよというのは、報告は事後報告ですから。議会に報告しましたか。

私ども、そういう市長や理事がこういう形で韓国扶餘邑に国際交流で行ったというのはこの内容見てしかわからないんですから、そういうのは事前に報告すべきです。

以上。

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況

報告について」質疑はありませんか。

(19番武藤哲志議員「議長」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、ここも、私も太宰府市文化スポーツ振興財団については全くかわりありませんから、報告について質疑をせざるを得ません。

まず、ここには5名の職員が配置をされてこの財団の仕事を行っております。少なくとも5名、以前は6名だったのですが、1名退職、課長職が退職されておりますが、この現在人件費として少なくとも様々な部分がありますが、5,000万円近く一般財源からその職員5名の給与は全額負担をしているわけであります。

こういう財政負担をしておりますが、当然、今法律で職員の再任用の問題がされても、全く行政内で週3日ぐらいしか勤務ができない状況もありますが、こういう財政的な負担を軽減するために、再任用がなぜ活用できないのかというのが1点です。

それから、もともと財団は以前つくった経過がありまして、ここに正式な職員を以前3名採用しておりましたが、そこで1名文化財の史跡の技師が退職をして、現在2名おります。ところが、この財団の中には、毎年2,328万4,000円の補助金が支出をされております。

それで、これは平成18年度の、22ページに、補助金収入、市補助金として出された内容がここに書かれております。そうすると、少なくとも市が2,328万4,000円と現在派遣している5名の職員の人件費、大変な額が出されているわけですが、この決算内容を見ますと、いずれ総務文教常任委員会では本年度の補正予算の関係が出てきますが、基本財産としては、32ページに1億円、そしてこの利息の関係がありまして、しかもこの財団については1億円の資産と、それから流動資産の部と負債の部を差し引いてみて実質的な2,394万3,377円、こういう財政的に安定をしているところもありますし、今後のこの太宰府市文化スポーツ振興財団については指定管理者であります。指定管理者として、市の様々な事業を引き受けてきているわけであります。

だから、そういう指定管理者団体に対して、少なくとも5名の人件費、そして市の補助金、こういう問題について具体的に、市長の先ほども施政方針でありましたが、財団の運営について、市の大変な財政支出をしていることについてはどう改善していくのか。

また一方では、こういう指定管理者に出しているこの団体が経費削減の折、体育センターと女性センターの受付窓口を一本化させている。そういう状況の中で体育センターの利用が、利用者が、この一人しかしない、しかも体育センターの利用のところに、余りよくない傾向のたまり場になっておって入りにくいという、利用者から不安の声が出てきている。また、その指定管理者の職員の臨時職員も1人で対応するのにも大変不安があると。こういう問題も出てきておりますが、まずこの3点、人件費について、現在の5名を引き揚げて再任用職員で対応して、今の行政内部の職員の不足分をどう補うのかという問題。

2点目は、そういう人件費や財団に2,328万4,000円の補助金を出していること。こういう状



況でどう財源を、財団の財政については良好でありますので、その辺をどうするかという問題。

それから、やはり体育センター、女性センターの受付窓口がやはり1人というのは問題がある。やはり、管理を委託しているところとしてびしっとした指導を要請をしたい。

この3点について、わかる範囲、報告いただきたい。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） まず、1点目の再任用の活用についてでございますが、平成19年度末から、ご存じのとおり、退職者が、平成20年、平成21年へと大量退職ということがありますので、十分ご提言のとおり再任用の活用等を利用して、財団職員として勤務していただきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、正規の職員を5名配置すると、少なくとも大変な金額ですよ。四千五、六百万円ぐらいな金額になるわけですが、再任用者ははっきり言って給与を、様々な形で一般職と再任用は大変な格差があるわけですが、素晴らしい能力を持っているわけですから、まずそういうことについて今総務部長が検討するということですから、それで了承しておきます。どういう結果になるかは、結果を見てからまた質問いたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 2点目の経費、補助金の内部努力の必要性についてでございますが、武藤議員さんがご質疑されますとおり、そのとおりでございます。基本はやはり経費の節減を行いながら、効率よい運営をしていただくのが当然財団としての義務でございます。

私どもも、事務局を預かってといいましょうか、担当している関係上、やはりそうした視点で毎年中身の精査を行っております。

平成17年度決算を見ますと、確かに2,300万円ほどの補助金を出しておりますが、やはり平成18年度につきましても、この報告書にありますように、毎年いろんな多彩な事業を市のできない部分でもいろいろやっていただいております、この利用者につきましても63万人の利用者があったというふうな報告もありますし、年々、やはり内容の充実を含めながら、この事務局に対する経費につきましてもやはり一定の補助はしなきゃならないという観点もございませうけども、やはりご指摘のとおり、びしっとした内容を精査しながら経費節減になるように、こっちの方から、市の方としても指導をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3点目の回答は。

教育部長。

○教育部長（松永栄人） 3点目の体育センターと女性センタールミナス、これは隣接した施設であり、両施設とも太宰府市の文化スポーツ振興財団に指定管理を行っております。

平成19年4月から、昼間の利用につきましては、受付を両施設とも女性センタールミナスの

方で行っております。午後5時から別々に行っております。

ご指摘の窓口の減少は、経費節減の観点から行ったものでございます。体育センターの利用の皆様にはご不便をおかけしておる面もあろうかと思えます。所管の社会教育課の方では、ご指摘のような苦情については聞いていないという報告を受けております。

しかしながら、ご指摘の内容につきましては、詳細を調べまして、改善すべき点は改善を加えていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第43号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第12、議案第43号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第43号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

筑紫公平委員会は、筑紫地区の4市1町及び8つの一部事務組合で共同設置しており、委員は関係市町の持ち回りにより候補者を推薦することといたしております。

このたび春日市推薦の尾木信芳氏が本年7月19日付で任期満了となることに伴い、次の推薦団体である大野城市から山田浩氏の推薦がありましたので、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山田浩氏は、昭和15年5月19日生まれの67歳で、現在大野城市に居住されております。昭和39年から35年間、福岡県に在職されておりますが、人事課及び人事委員会等の業務経験も豊富であり、公平委員として適任であると考えております。経歴等をご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月11日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第44号 字の区域の変更について

○議長（不老光幸議員） 日程第13、議案第44号「字の区域の変更について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第44号「字の区域の変更について」ご説明申し上げます。

本案件は、現在施工中の太宰府市吉松東土地区画整理事業に関連するものであります。

当該区画整理事業により、従来の行政区画の一つである字界が原形をとどめなくなったため、この区域の小字を変更する必要を生じたことから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月11日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第28まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第14、議案第45号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第28、議案第59号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14から日程第28までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第45号から議案第59号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第45号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」と議案第46号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」、関連がございますのであわせてご説明を申し上げます。

今回の改正は、今日の財政状況の厳しさを受け、市長、副市長及び教育長の給料につきまして、本年7月1日から当面の間として、平成20年3月31日まで市長について10%、副市長及び教育長について5%の減額を行うものであります。これにより、市長につきましては現行の月額「91万9,000円」を「82万7,000円」に、副市長につきましては「76万4,000円」を「72万5,000円」に、教育長につきましては「68万4,000円」を「64万9,000円」といたすものであります。太宰府市の財政状況健全化は、よりよいまちづくりに向けての重要な課題であり、市民福祉の向上と市政のさらなる発展のため、市長として覚悟を持って取り組んでいきたいと考え

る次第でございます。

なお、議案第45号につきましては、国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことに伴い、投票管理者や開票管理者の報酬をあわせて改正するものでございます。

次に、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、生涯学習推進本部を廃止し、生涯学習推進協議会の設置を行うものであります。生涯学習推進協議会につきましては、昨年7月に策定いたしました第2次生涯学習推進基本計画をより実効あるものとするため、生涯学習に関する総合的施策の調査、審議を行う附属機関として設置するものでございます。

なお、現在附属機関として設置しております生涯学習推進本部につきましては、これを行政の内部組織に改め、生涯学習推進体制の一層の充実を図る考え方でございます。

次に、議案第48号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法第238条の4の一部改正によります項の繰り下げに伴いまして条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号「太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

社会教育委員の委嘱者に、家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えることにより、幅広く人材登用し、社会教育推進体制の充実を図るため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第50号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成17年5月20日法律第43号）が平成19年1月1日から施行されたことに伴い、条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成17年5月20日法律第43号）が平成19年1月1日から施行されたことにより、条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（平成17年5月20日法律第43号）が平成19年1月1日から施行されたことにより、条例を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第53号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成19年1月に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が施行され、太宰府市展示館の休日日の表記を改正する必要が生じたことから、太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成19年1月に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が施行され、文化ふれあい館の休日日の表記を改正する必要を生じたことから、太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が平成19年1月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第56号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、太宰府都市計画用途地域の変更及び太宰府都市計画国分川原地区地区計画の決定を都市計画法第20条第1項の規定により平成19年5月2日に告示されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第57号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

平成13年に開設いたしました国道3号関屋高架下パーク・アンド・ライド自動車駐車場の駐車期間の明確化と駐車制限または拒否の条項に、市税等滞納者への行政サービスの制限をする項目を追加し、あわせて開設以来据え置きとしておりました駐車料金の見直しをすることでございます。

次に、議案第58号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本案件は、事業所用の指定ごみ袋の料金につきまして近隣市町との料金の均衡を図るとともに、事業系一般廃棄物の減量促進を目的といたしまして、1枚当たりの単価を消費税等を除きました料金で、可燃専用袋の特大を現行の「90円」から「135円」に、可燃専用袋の大、不燃専用袋及びペットボトル、白色トレー専用袋を「40円」から「85円」に料金を改定するものです。

これとあわせまして、不燃ごみの少量排出家庭に対する公平な負担を確保するために、1枚当たり単価の消費税等を除いた料金で「25円」の家庭用不燃専用袋の小サイズを新たに作成するものでございます。また、特定家庭容器廃棄物指定シールにつきましては、特定家庭用機器

再商品化法、家電リサイクル法でございますが、一般的に普及してきましたことから、市環境美化センターでの受け入れの必要がなくなりましたので、これを廃止するものであります。

次に、議案第59号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が平成19年1月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。よろしく審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月11日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第29、議案第60号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第60号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算を骨格予算として編成いたしておりましたことから、政策的経費などの追加計上を行っております。

その内容は、先ほど施政方針でも述べさせていただきましたように、公約どおり、市長給料10%減額、水城跡東門周辺整備、その他重度障害者に対する福祉手当の新設、身体障害者用トイレにオストメイト対応設備の設置、総合交通計画策定、景観地区調査及び各種補助金などに要する経費の追加、並びに事業所用ごみ袋料金及び西鉄都府楼前駅前パーク・アンド・ライド駐車料金改定に伴う歳入の計上をいたしております。

またあわせて、公用車賃借料、学校機械警備業務委託料など債務負担行為についても補正をさせていただきます。

これらの補正に要します財源につきましては、当初予算では計上しておりませんでしたので、固定資産税や基金繰入金などを充当いたしております。

この結果、今回の補正額5億2,739万1,000円を加えた一般会計予算総額187億5,493万6,000円となり、これを前年度当初予算と比較しますと、1億2,685万6,000円、率にいたしまして0.7%の伸びとなっております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月11日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後1時17分

~~~~~ ○ ~~~~~